

公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程

平成24年4月1日
規程第53号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 常勤の役員（教職員（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（平成24年規程第55号。以下「教職員給与規程」という。）の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。）を兼務する理事（以下「教職員兼務理事」という。）を除く。）に対する報酬は、給料及び期末手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、非常勤役員手当とする。

3 教職員兼務理事に対する報酬は、役員手当とする。ただし、任命権者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職手当を支給されずに尾道市を退職し、かつ、引き続いて役員となった尾道市職員（以下「派遣理事」という。）である教職員兼務理事に対しては、役員手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、教職員給与規程第8条第2項の規定の例による。

2 非常勤役員手当の支給日については、公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則（平成24年規程第34号）第22条第1号の規定の例による。

(給料)

第4条 給料の額は、次の表のとおりとする。

区分	給料の額（月額）
理事長	912,000円
理事	776,000円以内で理事長が定める額

(期末手当)

第5条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第29条第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当の額は、尾道市公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、同項の規定による期末手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第2項に規定する在職期間には、派遣理事の尾道市職員としての在職期間を含むものとする。

5 期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、教職員の期末手当の例による。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用を非常勤役員手当として前項の額に加算することができる。

(役員手当)

第7条 第2条第3項に規定する役員手当の額は、教員兼務理事ごとに、当該教員兼務理事について教職員給与規程により支給されている給料月額に100分の20を乗じて得た額とする。

- 2 前項の役員手当は、当該教員兼務理事が、教職員給与規程により管理職手当を支給されている教職員である場合は、原則として支給しない。ただし、当該教職員に支給されている管理職手当の額が、前項に規定する役員手当の額に満たない場合は、その差額を役員手当として支給する。

(報酬の支払方法)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料又は役員手当（以下「給料等」という。）を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合（次項に規定する場合を除く。）には、その日までの給料等を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、教職員の例による。

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、教職員の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(報酬の減額支給)

- 2 令和2年3月31日までの間、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 給料月額 常勤の役員（教職員兼務理事を除く。）に対する給料月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (2) 期末手当 常勤の役員（教職員兼務理事を除く。）に対する給料月額に第5条第2項に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
 - (3) 役員手当 教職員兼務理事に対して教職員給与規程により支給されている給料月額に100分の20（教職員給与規程により管理職手当を支給されている場合は、教職員給与規程第21条第2項に規定する管理職手当の支給率を減じた割合）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、令和2年6月に支給する期末手当の額は、算出された期末手当の額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

付 則（平成25年3月26日規程第140号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成２６年１２月２４日規程第１７５号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第５条第２項の規定は、平成２６年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第１条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成２８年２月２６日規程第２０２号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第５条第２項の規定は、平成２７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第１条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成２７年１２月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（平成２８年１２月２１日規程第２１７号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第５条第２項の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第１条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成２８年１２月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（平成２９年１２月１１日規程第２３４号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第５条第２項の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第１条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成２９年１２月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（平成３０年１２月１８日規程第２４７号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成30年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則 (令和元年12月18日規程第269号)
(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて令和元年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則 (令和2年3月27日規程第284号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年5月29日規程第285号)
この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年11月27日規程第286号)
この規程は、公布の日から施行する。

- 付 則 (令和4年3月29日規程第309号)
(施行期日)
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置)
 - 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第5条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(委任)
 - 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教職員の期末手当の例による。

付 則 (令和4年12月26日規程第319号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日

から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3条 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて令和4年12月に支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（令和5年12月19日規程第341号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3条 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて令和5年12月に支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（令和6年12月18日規程第357号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3条 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて令和6年12月に支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。